なく、各種手当も含まれるのでしょうか。



律支給の場合には月給に含めるものと捉えられます。 管入しません。もっとも、割増賃金などの計算の基礎 となる賃金に含まれるかどうかは、名称ではなく内容 となる賃金に含まれるかどうかは、名称ではなく内容 となる賃金に含まれるかどうかは、名称ではなく内容 となる賃金には、家族手当、



できるのですか。 使用者はどのような場合、労働者を解雇することが



社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用しわけではありません。客観的に合理的な理由を欠き、由」が定められています。しかしながら、懲戒解雇事由」が定められています。しかしながら、懲戒解雇事成業規則には、多くの場合、「懲戒事由」「懲戒解雇事成して労働基準監督署に届け出なければなりません。 常時10人以上の労働者を使用する者は就業規則を作

か、 ようとする場合は、少なくとも30日以上前に予告する たがって、業務上の能力が劣っている、 告手当の支払は不要)が可能です。 欠勤をした労働者などについては、 た、解雇事由が認められるとしても、 いといった理由では簡単に解雇は認められません。 たものとして無効となります(労働契約法第16条)。 督署長の認定を受けることにより、 ん。ただし、会社の金銭を横領したり、 30日分以上の平均賃金を支払わなければなりませ 即時解雇 所轄の労働基準監 労働者を解雇し 勤務態度が 長期間の無断 (解雇 ま 悪 L



らないのですか。 労働者が退職する際には証明書を発行しなければな



滞なく、これを交付しなければなりません。 で担職時にもめた場合など、使用者が退職証明書の発 は退職の事由(解雇の場合はその理由を含みます。) は退職の事由(解雇の場合はその理由を含みます。) について証明書の交付を請求した場合は、使用者がら、 です。しかしながら、 使用者が退職証明書の発